

一般社団法人みんなの家みんな  
役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みんなの家みんな（以下、当団体と称する）の役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、当団体の運営を行うものをいう。

(2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、理事会で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 役員の報酬等の額は、当団体の運営に関わる業務に対し、役員会において定める。代表理事は、役員会において定めた報酬の額を、公表するものとする。

2 常勤でない役員に対しては、役員会等に出席の都度、日額2千円を上限とし、報酬等として支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員に対する報酬等は、役員会にて定めた金額を毎月25日前後に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法あるいは現金で支払うものとする。

2 常勤でない役員に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。  
する。

(費用)

第5条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第6条 この規程の改定は、役員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が役員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年3月1日即日施行する。

令和4年3月1日改訂

令和5年4月1日改訂